

する。

6 本共同研究の実施に伴い生じた考案、意匠、植物の新品種、実験データ、プロトコル、成果有体物、著作物及びノウハウ等に係る権利の帰属は、特許権等の帰属に準じて取り扱うものとする。

(外国出願)

第7条 甲及び乙は、前条第4項の規定により共同で所有する特許権等の外国出願を行うにあたっては、甲乙協議のうえ、行うものとする。

(情報の提供・開示)

第8条 甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報・資料を相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし、第三者との契約に基づき開示できないものについては、この限りでない。

(秘密の保持)

第9条 甲及び乙は、本契約締結の事実及び内容、並びに前条の規定により提供又は開示を受けた情報若しくは本共同研究の遂行中に知り得た相手方の技術上及び経営上の一切の秘密を保持するよう適切な措置を講ずるものとし、相手方の書面による事前の承諾を得ない限り、第三者に開示及び漏洩してはならず、かつ本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 相手側から知得する以前に、既に自己が保有していたことを証明できるもの
- (2) 相手側から知得する以前に、既に公知となっているもの
- (3) 相手側から知得した後に、自己の責に帰し得ない理由により公知となったもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの
- (5) 相手側から開示された情報によることなく独自に開発・取得したことを証明できるもの

2 前項の規定は、本共同研究終了後も〇年間有効に継続するものとする。ただし、甲乙協議のうえ、この期間を延長し、又は短縮することができる。

(研究成果の公表)

第10条 本共同研究による研究成果（以下、「本研究成果」という。）は、前条に規定する秘密保持の義務を遵守したうえで、原則として公表するものとする。ただし、公表の内容・時期・方法等については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

2 甲及び乙は、本研究成果の公表を行おうとする場合は、その内容を書面にて相手方に事前に通知しなければならない。また、相手方の書面による事前の同意を得ることにより、その内容が本共同研究の結果得られたものであることを明示することができる。

3 前項の通知しなければならない期間は、本共同研究の完了後の翌日から起算して〇年間とする。ただし、甲乙協議のうえ、この期間を延長又は短縮することができる。

(契約の解除等)

第11条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方にその是正を書面で催告し、催告後30日以内に相手方がこれを是正しないときは、本契約を解除することができる。

- (1) 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為があったとき。
- (2) 相手方が本契約に違反したとき。

2 甲及び乙は、自己の都合により本契約を解除又は変更しようとするときは、解除又は変更しようとする日の30日前までに書面により相手方に通知し、その同意を得なければならない。

(法令遵守)

第12条 甲及び乙は、輸出管理に関する法令その他本共同研究の実施及びこれにより得られた成果に関し適用されるすべての関連法令を遵守するものとする。

(契約の有効期間)

第13条 本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条、第6条、第7条、第9条、第10条、第12条及び第15条

の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項がすべて消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第14条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義を生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し解決するものとする。

(合意管轄)

第15条 甲及び乙は、本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印のうえ、各自1通を保管するものとする。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 大阪府高槻市奈佐原4丁目20番1号
大阪薬科大学
学長 政田 幹夫 印

(乙)

印

別表 研究担当者及び研究業務の分担

区分	氏名	所属部局・職名	本研究における役割
甲	◎ △△ △△	〇〇・・・・	〇〇・・・・
	△△ △△	〇〇・・・・	〇〇・・・・
乙	◎ △△ △△	〇〇・・・・	〇〇・・・・
	△△ △△	〇〇・・・・	〇〇・・・・

(注) 研究代表者には氏名に◎を付すこと。